

○唐津市建設工事共同企業体取扱要綱

平成28年6月16日

告示第196号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次のとおりとする。
ただし、共同企業体による施工が適当であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 建築一式工事にあつては設計金額が2億1,000万円以上
- (2) 前号以外の工事にあつては設計金額が1億1,000万円以上

(令6告示206・一部改正)

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、設計金額が一定規模以上の大規模工事で、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(令2告示21・一部改正)

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ又は最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとする。この場合において、第2位等級に認定されている者の数は、全構成員の2分の1を超えないものとする。

2 構成員は、原則として市内業者とし、高度な技術を要する工事、特殊工事等については、市外業者を構成員とすることができる。ただし、工事の性質上真にやむを得ない場合は、市外業者のみを構成員とすることができるものとする。

(構成員の要件)

第5条 構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可業種につき、営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種工事の施工実績を有すること。
- (3) 当該工事に対応する建設業法に基づく許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

（施工方式及び出資比率）

第6条 共同企業体の施工方式は、共同施工方式（甲型）とする。

- 2 構成員の出資割合は、各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。この場合において、すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上でなければならない。

（代表者）

第7条 共同企業体の代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者の間では上位の等級の者とする。

- 2 共同企業体の代表者の出資割合は、構成員中最大であるものとする。

（結成方法）

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（公告）

第9条 市長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、これにより資格確認の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 共同企業体の施工方式、構成員の数、構成員の組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- (5) 認定資格の有効期間
- (6) 資格確認申請に必要な書類
- (7) 資格確認申請の受付期間及び受付場所

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令 2 告示 2 1 ・ 一部改正)

(資格審査等)

第 1 0 条 資格確認申請を行おうとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書（共同企業体）（第 1 号様式）

(2) 共同企業体協定書（第 2 号様式）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該共同企業体について資格審査を行い、適格と認めるときは有資格共同企業体として認定するものとする。

3 前項の規定による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

4 前 2 項の規定により認定する共同企業体は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により定められた資格を有するものとする。

(令 2 告示 2 1 ・ 一部改正)

(存続期間等)

第 1 1 条 共同企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約の履行後 3 月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、請負契約の履行後 1 2 月以内までとすることができる。

2 前項に規定する期間満了後において、当該工事について契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

3 当該工事について結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(令 2 告示 2 1 ・ 旧第 1 2 条繰上、令 2 告示 5 2 ・ 一部改正)

(共同企業体編成表)

第 1 2 条 共同企業体は、当該工事について請負契約を締結したときは、契約締結

日から５日以内に共同企業体編成表（第３号様式）を提出しなければならない。
共同企業体編成表の内容を変更したときも同様とする。

（令２告示２１・旧第１３条繰上）

（補則）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令２告示２１・旧第１４条繰上）

附 則

この要綱は、平成２８年６月１６日から施行する。

附 則（令和２年告示第２１号）

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に公告する建設工事の競争入札から適用する。

附 則（令和２年告示第５２号）

（施行期日）

１ この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に契約する建設工事等から適用し、同日前に契約した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（令和６年告示第２０６号）

この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う建設工事の競争入札から適用する

第1号様式（第10条関係）

競争参加資格確認申請書（共同企業体）

年 月 日

唐津市長

様

共同企業体の名称
共同企業体の代表者の
住所、商号及び代表者

㊟

共同企業体の構成員の
住所、商号及び代表者

㊟

貴市発注の

工事の入札に参加いたしたく、

を代表とする

共同企業体を結成した

ので、共同企業体協定書を添えて申請します。

なお、この競争参加資格確認申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、当該工事について、次の権限を共同企業体の代表者に委任します。

- 1 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 工事請負契約に関する一切の権限
- 3 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 4 その他、工事の施工に関し、諸届諸報告の提出に関する一切の権限

第2号様式（第10条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 唐津市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び中間前払金並びに部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約不適合責任があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は唐津市に提出し、他は各自所持するものとする。

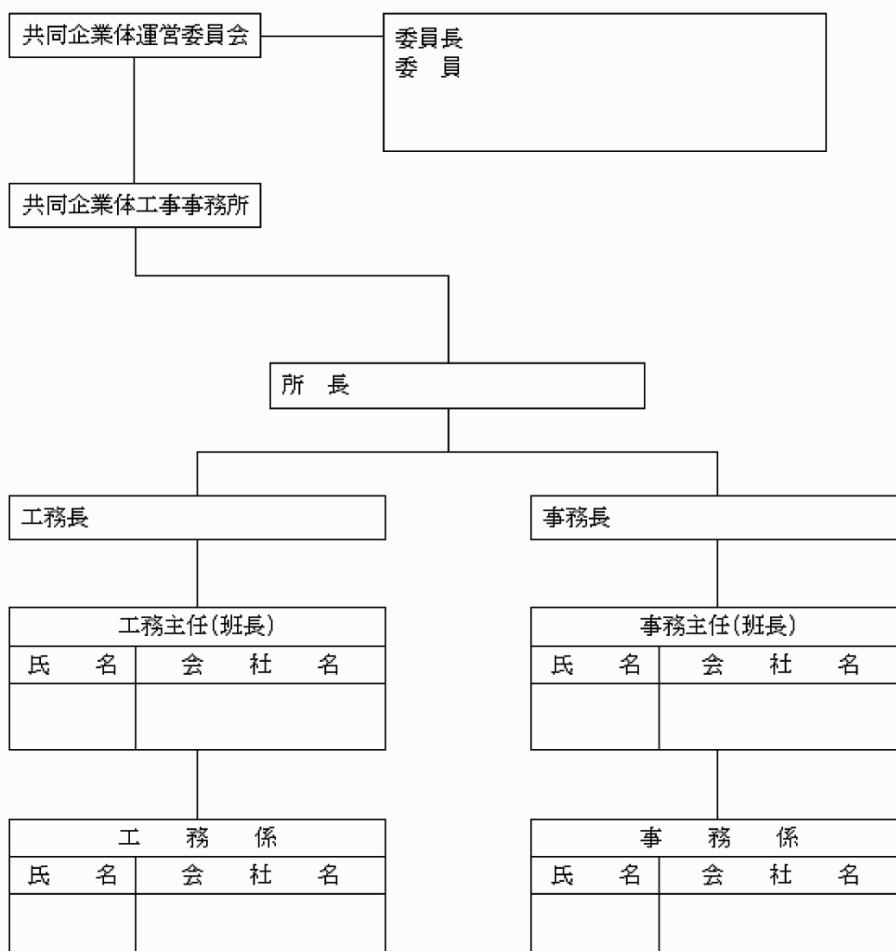
年 月 日

㊟

㊟

第3号様式(第12条関係)

共同企業体編成表



共同企業体の名称
共同企業体の代表
者の住所、商号及
び代表者

第1号様式（第10条関係）

（令2告示21・一部改正）

第2号様式（第10条関係）

（令2告示52・一部改正）

第3号様式（第12条関係）

（令2告示21・一部改正）